

全国の介護支援専門員の皆様へ

訪問介護(生活援助中心型)における頻回訪問の ケアプランの届け出の義務化について

全国の介護支援専門員の皆様におかれましては、利用者のために全力で職務の遂行にあたられ、利用者の QOL 向上や自立支援に向け、日々ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、平成 30 年 10 月 1 日以降より、作成又は変更した居宅サービス計画（ケアプラン）のうち、訪問介護の生活援助の頻回訪問が位置づけられた、いわゆる「2SDプラン」について市町村への届け出の義務化が始まります。

ケアプランは、利用者の自立した生活を実現するために介護支援専門員がケアマネジメントを担い、利用者の心身の状況や置かれた環境をアセスメントし、多様なサービスの選択とサービス提供の内容を利用者や家族、そして他の専門職と協議を重ねて、利用者の自己決定を支援し、実行されるものであり、当然、皆様はそのプロセスを踏まえて、利用者の支援にあたっていることと思います。

今回の届け出の義務化は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、生活援助の利用頻度が標準偏差より一定数多いものを届け出て、生活援助の必要性を確認するものです。このことについて、地域ケア会議等を活用した検証が行われます。地域ケア会議においては、利用者の生活と権利を守るために、また、利用者や支援にあたる専門職等の代弁者として、必要な支援であれば、堂々とサービスの必要性、サービスを位置づけた根拠を説明しましょう。

日本介護支援専門員協会は、皆様が介護支援専門員としての矜持を保ち、公正中立の理念のもと、責務を果たせるように、全力でサポートする所存です。ぜひとも今回の対応において、利用者の方々が不利益を被らない支援の継続をお願いし、私からのメッセージとさせていただきます。

以上

平成 30 年 9 月 28 日

一般社団法人日本介護支援専門員協会
会長 柴口 里則